

鎌倉市緊急事態対策計画

【総論編】

令和3年(2021年)10月

鎌倉市

目次

緊急事態対策計画及び総論の構成	ii
-----------------------	----

【総論編】

第1章 緊急事態対策計画の目的等	1
第2章 事前対策	4
第1 関係機関等との連携	4
第2 訓練・研修の実施	7
第3 市民等への情報提供	10
第3章 緊急対策	11
第1 緊急事態発生時の情報収集等	11
第2 対策本部等の設置	12
第3 初動体制の確立	17
第4 関係機関との応援要請等	18
第5 市民・事業者への情報提供	20
第4章 事後対策	22
第1 市民生活の復旧・安定	22
第2 緊急事態の検証と再発防止	23

《資料編》

資料1. 鎌倉市緊急事態対策本部機構及び事務分掌	24
資料2. 連絡先一覧（令和3年10月現在）	31

《個別対応計画》

- 別冊1 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 別冊2 テロ事件対策計画

緊急事態対策計画及び総論の構成

1. 緊急事態対策計画の構成

【総論編】

第1章 緊急事態対策計画の目的等

第2章 事前対策

第3章 緊急対策

第4章 事後対策

別冊 個別対応計画編

別冊1 「新型インフルエンザ等対策行動計画」

別冊2 「テロ事件対策計画」

2. 【総論編】の構成

第1章 緊急事態対策計画の目的等

1. 目的
2. 緊急事態の定義
3. 市の責務
 - (1) 基本的責務
 - (2) 計画と実施
 - (3) 市民・事業者への啓発
4. 想定する緊急事態
5. 地域防災計画、国民保護計画の準用
6. 緊急事態対策計画の構成と見直し

第2章 事前対策

第1 関係機関等との連携

1. 緊急事態発生時の体制整備
2. 関係機関等との連携
 - (1) 国・県・その他自治体との連携体制
 - (2) 警察、自衛隊、海上保安庁等との連携体制
 - (3) 医療関係機関との連携
 - (4) 施設管理者との連携
 - (5) ライフライン関係機関及び公共交通機関との連携
 - (6) 民間事業者との連携
3. 協定等の締結
4. 情報伝達手段の確保
 - (1) 緊急事態発生時の通信手段
 - (2) 通信の円滑化
 - (3) 市庁舎及び出先機関のインターネット回線と庁内LANの確保
 - (4) 通信施設の応急対策
 - (5) 防災行政用無線の運用
 - (6) 消防無線

第2 訓練・研修の実施

1. 職員研修
 - (1) 一般研修
 - (2) 派遣研修
2. 緊急事態の発生を想定した訓練
3. 平素の取組み

第3 市民等への情報提供

1. 市民、事業者への情報提供
 - (1) 広報紙等による緊急事態に関する情報の周知
 - (2) 各種行事における情報提供
 - (3) 緊急事態発生時における情報伝達方法の整備
2. 観光客等滞在者への情報提供
 - (1) 観光事業、公共交通事業を通じた情報伝達方法の確保
 - (2) 観光客等滞在者向け災害情報配信システムの整備

第3章 緊急対策

第1 緊急事態発生時の情報収集等

1. 緊急事態発生時の情報伝達
2. 緊急事態情報の整理と分析

第2 対策本部等の設置

1. 緊急事態発生時の組織体制の概要
 - (1) 組織体制
 - (2) 主たる所管部局の決定
 - (3) 災害等の関係
 - (4) 組織体制の検討事項について
2. 警戒体制
 - (1) 目的
 - (2) 設置基準
 - (3) 体制
 - (4) 警戒体制の廃止
3. 警戒本部
 - (1) 目的
 - (2) 設置基準
 - (3) 体制
 - (4) 警戒本部の解散
4. 対策本部
 - (1) 目的
 - (2) 設置基準
 - (3) 体制
 - (4) 対策本部の解散

第3 初動体制の確立

1. 職員の配置
 - (1) 連絡責任者の指定
 - (2) 情報の伝達
 - (3) 職員の動員及び参集
2. 対策本部の機構及び事務分掌

第4 関係機関との応援要請等

1. 警察、自衛隊等への各種要請等
 - (1) 神奈川県警察本部等への協力・応援要請
 - (2) 自衛隊への派遣要請
 - (3) 地方公共団体等への応援要請
2. ライフライン関係機関との情報交換・情報共有

第5 市民・事業者への情報提供

1. 提供すべき情報の内容
2. 情報提供の方法
 - (1) 市民及び事業者への情報提供
 - (2) 観光客等滞在者への情報提供

(3) 報道機関への情報提供

第4章 事後対策

第1 市民生活の復旧・安定

1. 緊急対策の収束
 - (1) 安全の確認
 - (2) 対策本部の解散
2. 市民生活の復旧
3. 被害者の相談体制の確立
 - (1) 生活相談
 - (2) 健康相談

第2 緊急事態の検証と再発防止

1. 検証・再発防止策の検討
2. 各個別対応計画等の策定・見直し

【総論編】

第1章 緊急事態対策計画の目的等

1. 目的

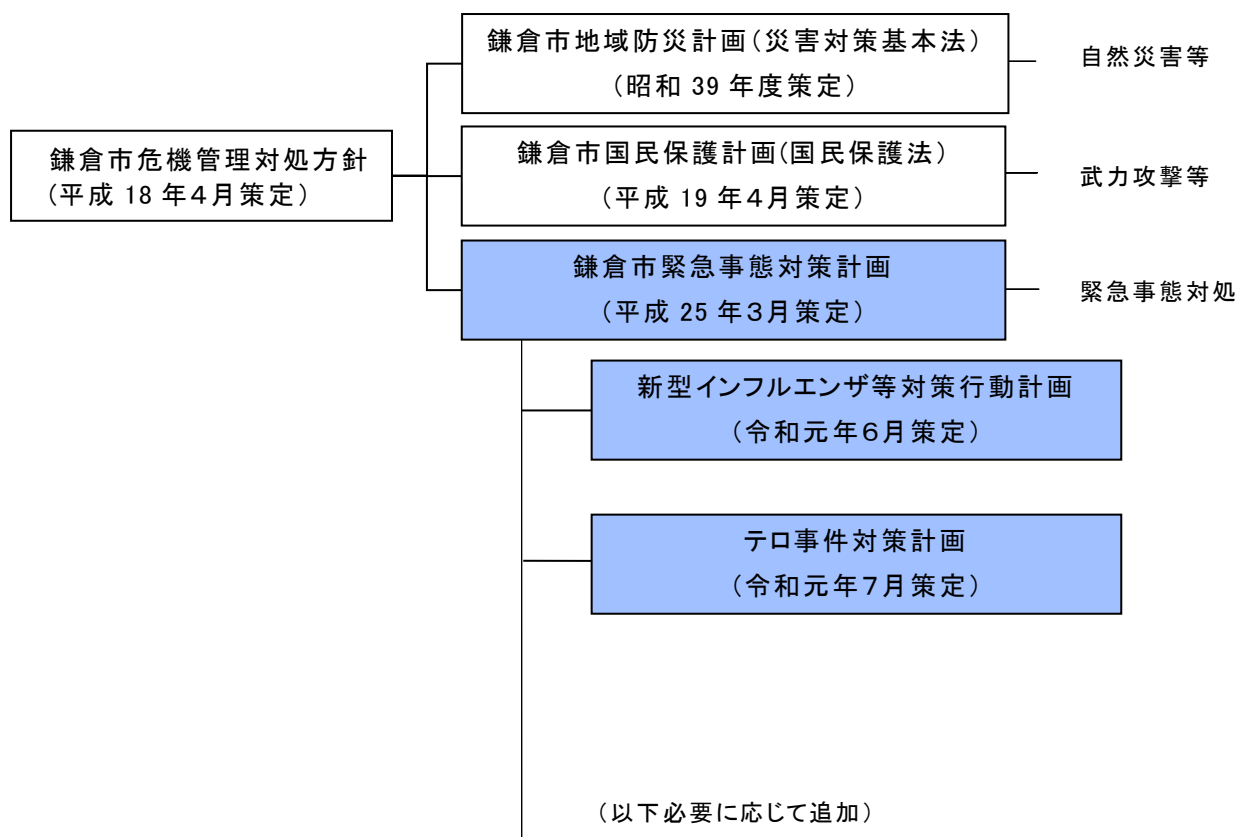
鎌倉市緊急事態対策計画（以下「緊急事態対策計画」という。）は、「鎌倉市危機管理対処方針（平成18年4月策定 以下「対処方針」という。）」にのっとり、総合的に緊急事態に適切な対応をとることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

2. 緊急事態の定義

緊急事態とは、「対処方針」に定義される「事件等の緊急事態」を言う。同方針では、「事件等の緊急事態」は、感染症、環境汚染、B S E（牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathyの略））、S A R S（重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndromeの略））等、災害や武力攻撃事態等以外の危機を定義付けている。

緊急事態対策計画は、昨今の我が国における緊急事態の発生状況を勘案し、「新型インフルエンザ等」及び「テロ事件」などを対象にその対策を定めるとともに、今後も緊急事態の発生状況及び発生の可能性を勘案し、適宜対象を体系化していくものとする。

図1-1 鎌倉市危機管理対処方針に基づく体系図



3. 市の責務

(1) 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、緊急事態に係わる対策を総合的に推進する責務を有する。

(2) 計画と実施

市は、緊急事態対策計画に定めた対策を、国、県、地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て実施するとともに、対策を検証し、改善、見直しを行う責務を有する。計画の策定にあたっては、観光地としての視点から観光客等滞在者にも配慮したものとする。

(3) 市民・事業者への啓発

市は、緊急事態発生時において、市民や事業者自らがその生命、身体及び財産の安全を確保できるよう、平常時から、緊急事態対策計画の周知並びに緊急事態に対する知識・技術や対処行動のあり方について、啓発に努めるものとする。

市は、市民や事業者に対し、緊急事態を想定した訓練等への積極的な参加を促し、緊急事態発生時に自発的な活動が実施できるよう努めるものとする。

4. 想定する緊急事態

緊急事態対策計画は下記の緊急事態を想定し、緊急性の高いものから順に、必要に応じて個別対応計画を定めるものとする。

- ① 新型インフルエンザ等
- ② テロ事件対策（国民保護計画以外のテロ事件）
（以下必要に応じて追加）

5. 地域防災計画、国民保護計画の準用

緊急事態の対策の実施にあたっては、鎌倉市地域防災計画、鎌倉市国民保護計画を準用して実施するものとする。

6. 緊急事態対策計画の構成と見直し

緊急事態対策計画は下記の構成により、その方針、対策を定めるものとする。

計画に示す対策は、その内容を検証し、必要に応じ改善、見直しを行うとともに、今後の緊急事態の発生状況及び発生の可能性を勘案し、適宜対象を体系化していくものとする。

緊急事態対策計画の構成

【総論編】

第1章 緊急事態対策計画の目的等

第2章 事前対策

第3章 緊急対策

第4章 事後対策

別冊 個別対応計画編

別冊1 新型インフルエンザ等対策行動計画

別冊2 テロ事件対策計画

第2章 事前対策

第1 関係機関等との連携

1. 緊急事態発生時の体制整備

市は、緊急事態発生時に市民の生命、身体及び財産の安全を確保できるよう、平常時から、救急救助体制の強化、医療救護体制の強化、避難体制の整備及び情報通信設備の整備に努める。

2. 関係機関等との連携

(1) 国・県・その他自治体との連携体制

市は、緊急事態に備えるため、国、県、その他の自治体と平常時から連携及び協力の体制づくりを図るものとする。

(2) 警察、自衛隊、海上保安庁等との連携体制

市は、緊急事態発生時における円滑な救急救助体制を確保できるよう、警察、自衛隊、海上保安庁、その他関係機関と、次のとおり、緊急事態発生時に必要な事項をあらかじめ確認しておく。

- ① 緊急事態発生時の連絡先
- ② 要請に基づいて出動する関係機関の派遣人員及び使用する緊急用資機材
- ③ 現場における任務分担
- ④ 現場における情報の交換方法
- ⑤ 各関係機関の保有する緊急用資機材の備蓄状況
- ⑥ その他必要な事項

※ 関係機関の連絡先は資料編を参照

(3) 医療関係機関との連携

市は、医療救護活動を迅速・的確に実施できるよう、医療関係機関と、緊急事態発生時に必要な次の事項をあらかじめ確認しておく。

- ① 緊急事態発生時における情報連絡体制
- ② 医療関係機関の収容能力及び受入体制
- ③ 現場応援のための医療救護班の編成及び現場への派遣方法
- ④ 必要な医療資機材の備蓄、調達及び輸送の方法
- ⑤ その他必要な事項

※ 医療関係機関の連絡先は資料編を参照

(4) 施設管理者との連携

市は、緊急事態発生時に避難所の開設が必要となった場合に、迅速な対応が図れるよう、事前に、施設管理者と施設の開設・施錠の手順など避難所等の開設にあたっての手續や運営方法等を定めておくこととする。

(5) ライフライン関係機関及び公共交通機関との連携

市は、関係機関等のうち、緊急事態発生時に特に市民生活に大きな影響を及ぼす電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係機関及び公共交通機関について

は、より密接な連絡体制及び連絡手段を整備するとともに、平常時から連絡窓口等を明確にしておくものとする。

※ ライフライン関係機関等の連絡先は資料編を参照

(6) 民間事業者との連携

市は、緊急事態発生時に必要な資機材及び物資の提供を求める民間事業者と、より密接な連絡体制及び連絡手段を整備するとともに、平常時から連絡窓口等を明確にしておくものとする。

3. 協定等の締結

市は、緊急事態発生時の事務事業に関して、他の自治体や関係機関・事業者等の応援・協力が必要な場合を想定し、協定等の締結の推進に努める。また、緊急事態発生時に円滑に対処できるよう、平常時から関係機関や事業者等との連携強化を図り、必要に応じて訓練を実施するなど協定等の実効性確保に努める。

4. 情報伝達手段の確保

(1) 緊急事態発生時の通信手段

緊急事態発生時における情報の伝達もしくは状況報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、携帯電話、衛星電話及び無線通信等を使用して迅速かつ確実に行うものとする。

(2) 通信の円滑化

緊急事態発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、情報通信設備や資機材を最大限活用して、情報受伝達手段を確保するとともに、通信の円滑化に努めるものとする。

(3) 市庁舎及び出先機関のインターネット回線と庁内LANの確保

緊急事態発生時には、市庁舎及び出先機関におけるインターネット回線並びに庁内LANの接続を確認し、被害を受けている場合には早期の復旧に努め、通信システムの稼働を確保するものとする。

(4) 通信設備の応急対策

緊急事態発生時、通信設備の所有者又は管理者は速やかに設備を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。また、通信設備の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行なうものとする。

(5) 防災行政用無線の運用

緊急事態発生時に防災行政用無線（固定系）を運用する必要がある場合は、「鎌倉市防災行政用無線局管理運用規程」に基づき行なうものとする。

(6) 消防無線

消防無線の運用については、「鎌倉市消防計画」の定めるところによる。

表 2-1 防災情報通信設備の概要

区分		機器名称	設置場所	操作員	通信区間	通信内容
防災行政用無線	同報系	放送卓	市民防災部、消防本部指令情報課、鎌倉消防署	市役所等の職員	市役所等と市民の間	音声
		屋外受信機、防災ラジオ	市域屋外、市民宅等	—	—	音声
移動系無線	MCA 無線	車載型無線機 可搬型無線機 携帯型無線機	市役所、消防本部指令情報課、市立小中学校等	市役所等の職員	現地と市役所等の庁舎間	音声
鎌倉市 防災安全情報 メール配信 システム		庁内設置パソコン	市民防災部、消防本部指令情報課	市役所等の職員	市役所等と市民・事業者等登録者との間	文字
電話		衛星携帯電話	市民防災部、消防本部指令情報課、各支所等	市役所等の職員	市役所等の庁舎間	音声
消防無線	固定系	基地局	消防本部指令情報課	消防職員	消防本部と消防関係車両間	音声
	移動系	車載型無線機 可搬型無線機 携帯型無線機	消防関係車両 消防団車両	消防職員 消防団員	消防本部と消防関係車両及び消防団車両間 被災地本部と消防関係車両	音声
神奈川県防災行政通信網		神奈川県防災行政通信網	消防本部指令情報課、市民防災部	—	神奈川県と県内市町村等	音声、文字、データ
鎌倉市ホームページ	庁内LAN用パソコン	市役所、消防本部、消防署等	市役所等の職員	市役所等の職員	市役所等と市民の間	文字、映像、音声
	モバイルルーター対応パソコン	市役所（対応機器のみ）	市役所等の職員	市役所等の職員	市役所等と市民の間 （庁内LAN不通時に運用）	文字、映像、音声
鎌倉市庁内LAN	庁内LAN用パソコン	市役所、消防本部、消防署等	市役所等の職員	市役所等の職員	市役所等の庁舎間	文字、映像、音声
広報車	広報車	—	市役所等の職員	市役所等と市民の間	音声	

第2 訓練・研修の実施

1. 職員研修

職員は、緊急事態発生時に緊急対策を実施する主体として行動しなければならない。

このためには、日ごろから対処方針、緊急事態対策計画、各緊急事態の個別対応計画等を通じて、職員自身及び組織が緊急事態発生時に行うべきことを十分に理解するとともに、インターネット、図書等で様々な緊急事態に関する知識を吸収し、応用力を身に付けるものとする。

市は、緊急事態対策計画の実効性を高めるため、各種の研修を実施し、職員等の危機管理能力の向上に努める。

(1) 一般研修

市は、職員を対象に次表の職員研修を実施する。

表2-2 一般研修

区 分	研 修 内 容
全職員 (年1回程度)	危機管理意識を高揚させるため、全職員を対象に講座や講演会等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めるに当たっての危機管理の重要性について研修する。
部長級職員 (随時)	緊急事態対策本部等設置時における迅速・的確な判断能力を身につけるため、部長級職員を対象に、危機管理に関する理論、情報管理及びリーダーシップについて研修する。
新規採用職員	新規採用職員を対象に、本市職員として必要な危機管理への対応能力を身につけるため、危機管理体制の概要等について研修する。

(2) 派遣研修

市は、緊急事態発生時に迅速・的確な判断ができるよう、必要に応じ、緊急事態対策本部長（市長）・同警戒本部長（副市長）や市民防災部・消防本部職員等を対象に、次表により派遣研修を実施する。

表2-3 派遣研修

区 分	研 修 内 容
市長及び副市長	緊急事態対策本部長（市長）及び同警戒本部長（副市長）を対象に、緊急事態発生時に迅速・的確な判断ができるよう、危機管理統括者として必要なトップマネジメントについて研修する。
市民防災部、消防本部職員等 (随時)	市民防災部・消防本部職員等を対象に、緊急事態発生時の初動対処及び迅速・的確な情報収集能力を高めさせるため、過去の緊急事態対応の教訓や危機管理に関する先進的な取組事例について研修する。

2. 緊急事態の発生を想定した訓練

職員は、訓練を通じて各個別対応計画の内容を実践的に確認し、緊急事態対応能力を高めることが必要である。

緊急事態発生時に対応が予想される所管部局等は、関係各部局等と連携して、本計画に基づき、緊急事態対策本部等の運営や緊急事態発生時における緊急対策を迅速・的確に行えるよう、表2-4に掲げる訓練を参考に目的に応じた方法で訓練を実施し、実技能力、情報処理能力、判断力の向上を図る。

表2-4 訓練の種類

区分	内容・実施例
実技・実動訓練	<p>実際に個別対応計画に基づいた活動を行い、技能の向上、資機材取扱いの習熟などを図る。</p> <p>【本市における実施例】</p> <p>緊急事態対策本部設置訓練、情報伝達訓練、参集訓練総合防災訓練等。</p>
図上訓練	<p>これまで対応した経験のない緊急事態に対して、具体的なシナリオを想定したシミュレーション方式の図上訓練等を行い、緊急事態発生時の情報収集・整理・分析等の手法の習熟などを図る。</p> <p>【訓練例】</p> <p>① 状況付与型図上訓練 特定の緊急事態の発生を想定し、刻々と変化する状況の中で、被害情報や関係機関の活動状況を訓練参加者に伝え、訓練参加者がそれらの情報に基づき意思決定を行う訓練。</p> <p>② 状況予測型図上訓練 付与された緊急事態の状況に関する情報を前提に、訓練参加者にどのような危機が発生しているのか予想させた上で、緊急対策を考えさせる訓練。</p>

3. 平素の取組み

市が不断の危機管理を推進し、迅速・的確に緊急事態への対応力を向上させるためには、職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図っていくことが重要である。

このため、平素から次のような取組みを定期的又は必要に応じて行うものとする。

【取組み事項】

- ① 緊急事態対策計画記載内容の確認
- ② 緊急事態発生時における職員の役割確認
- ③ 情報伝達訓練、参集訓練等の実施
- ④ ヒヤリ・ハット事例の報告と情報共有
- ⑤ 他市町村等における緊急事態事例の研究
- ⑥ その他

* 「ヒヤリ・ハット」とは、重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見をいう。

ヒヤリ・ハット事例	ロッカーの上に備品類があり、地震などの際に落ちそうになる
原因	収納場所が少ないため。
対策	不用品を処分し、ロッカー内を整理する。

資料：地方公務員災害補償基金「ヒヤリハット事例集」

ヒヤリ・ハット事例	ごみ収集の現場へ到着し、助手席側の職員がドアを開けたところ、走ってきたバイクとぶつかりそうになった。
原因	助手席側の後方確認不足
対策	運転席側から、サイドミラーで後方の確認がしやすいので、助手席にいる人だけでなく、運転席も後方確認し、助手席の人へ注意を呼びかける。

資料：地方公務員災害補償基金「ヒヤリハット事例集」

ヒヤリ・ハット事例	下水道清掃作業で硫化水素中毒
原因	下水道マンホール内の汚泥により発生した硫化水素ガスを吸引した作業員が次々倒れたと推定
対策	1) 作業開始前のマンホールの酸素及び硫化水素の測定 2) 換気の実施 3) 空気呼吸器、送気マスクの備え付け 他

資料：労務安全情報センターホームページ「災害事例」より抜粋

ヒヤリ・ハット事例	泥酔者の交通事故事案における、救急隊員の血液被ばく事故
その中心的要素	泥酔した傷病者を、救急車内に収容し、止血処置中に発生した事故。隊員が状況聴取しながら処置をしていたところ、急に暴れだし、まくし立てるようにしゃべったため、口腔内の血液が飛散。その血液の一部が隊員の目に入ったもの。たまたま傷病者が感染症のキャリアではなかったため、大事に至らず。
その原因・理由	救急処置等の活動に制限ができるため、全ての外傷事案でゴーグル等の装着をすべきであったものを、省略したために起こった事案

資料：総務省消防庁「消防ヒヤリハットデータベース」

第3 市民等への情報提供

1. 市民、事業者への情報提供

市は、緊急事態の未然防止や緊急事態による被害の軽減を図るため、平常時から市民及び事業者に必要な情報を、市の広報媒体等を積極的に活用して提供する。

要援護者に対しては、情報が一般市民に比べて伝わりにくい面があるので、迅速・的確に情報が伝達されるよう多様な方法を工夫し、情報提供に努める。

(1) 広報紙等による緊急事態に関する情報の周知

市は、緊急事態に関する情報を、市広報紙（広報かまくら）、テレビ、ラジオの市広報番組及び市のホームページ等を活用し、広報するとともに、各種メディアへ迅速に情報を提供する。

(2) 各種行事における情報提供

市は、緊急事態に関する研修会、講演会、訓練等の行事を通じて、市民及び事業者の緊急事態への理解を深める。

(3) 緊急事態発生時における情報伝達方法の整備

市は、緊急事態発生時に、市民、事業者へ緊急事態に関する情報を提供するため、防災行政用無線、メール配信システムの活用等、災害情報配信システム等の整備・充実を図る。

2. 観光客等滞在者への情報提供

(1) 観光事業、公共交通事業を通じた情報伝達方法の確保

市は、観光事業者、公共交通事業者等と連携し、緊急事態発生時に事業者が、緊急事態に関する情報を観光客等滞在者に提供する仕組みを整える。

(2) 観光客等滞在者向け災害情報配信システムの整備

市は、市内に一時的に滞在する観光客等滞在者に、緊急事態に関する情報を迅速・的確に提供するため、防災行政用無線、メール配信システム（エリアメール）などによる災害情報配信システム等を整備する。

第3章 緊急対策

第1 緊急事態発生時の情報収集等

1. 緊急事態発生時の情報伝達

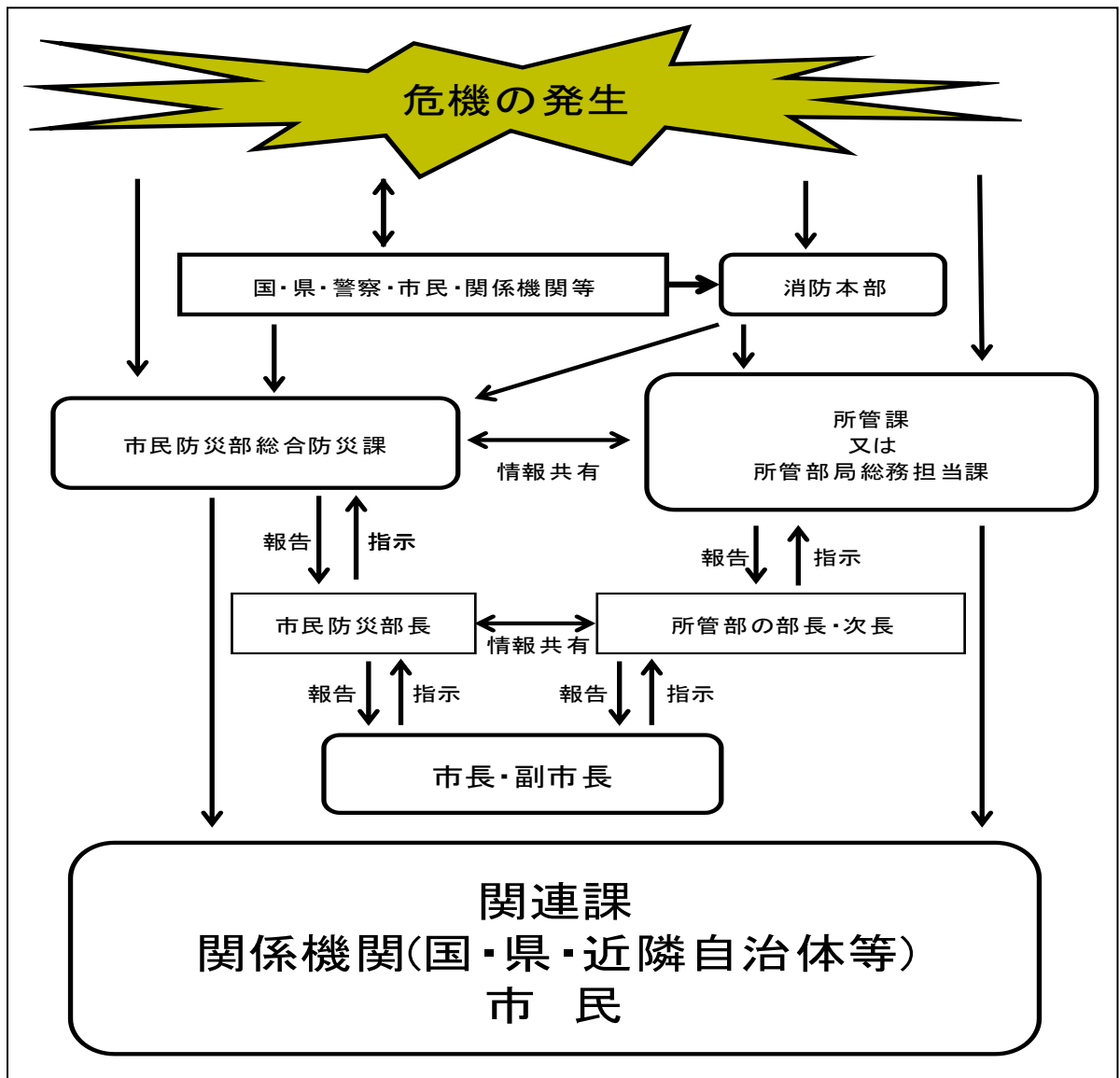
所管部局の長は、市民、国、警察等から緊急事態発生情報が通報された場合は、図3-1の情報伝達経路に従い、直ちに市民防災部長及び関係部局の長に報告するとともに、所管副市長に報告を行う。

なお、市民防災部長は、勤務時間の内外にかかわらず、所管部が不明確な場合の緊急事態への初動対処及び所管部局の明確化に係る調整を行う。

2. 緊急事態情報の整理と分析

所管部局の長は、迅速で的確な緊急対策が実施できるよう、当該部局の所属職員を現場に派遣する。派遣職員及び関係機関等から得た情報を整理・分析し、当該緊急事態とその被害の全体像の把握に努める。

図3-1 緊急事態発生時の情報の伝達経路等



第2 対策本部等の設置

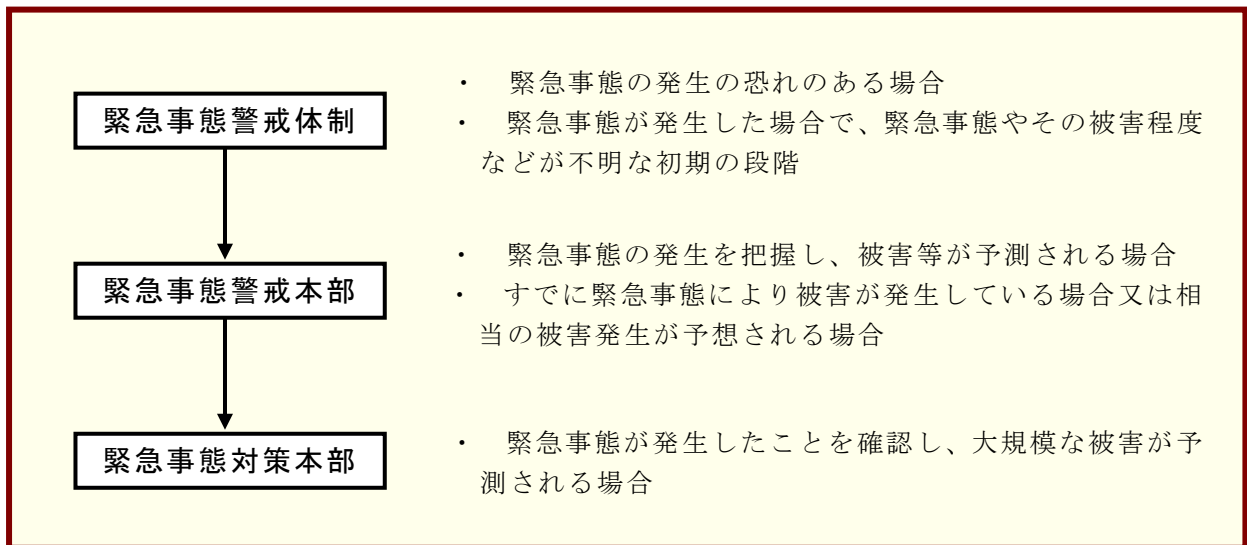
1. 緊急事態発生時の組織体制の概要

(1) 組織体制

市は、緊急事態の発生の恐れのある場合、また発生した場合にはその規模や被害等の状況に応じて、緊急事態警戒体制(以下「警戒体制」という。)、緊急事態警戒本部(以下「警戒本部」という。)、さらに緊急事態対策本部(以下「対策本部」という。)と段階的に組織体制を移行する。

また、すでに大規模な被害等が発生し、全庁的な対応が必要と判断した場合は、速やかに対策本部を設置し、組織体制を確立する。

図3-2 組織体制の概要



(2) 主たる所管部局の決定

緊急事態が複数の部等にまたがるなど所管部局が不明確な場合、所管副市長は、事務分掌や関係機関等との関連性、及び他市の事例等を考慮し、主たる所管部局を決定する。

なお、主たる所管部局を決定して初動対応を図った後、当該緊急事態の把握により、その原因や対応策が明らかになるなどして主たる所管部局を変更する必要がある場合には、所管副市長は速やかに新たな主たる所管部局を決定する。

(3) 災害等との関係

緊急事態としての各種体制を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、「災害対策基本法」に基づく「災害対策本部」、あるいは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく「国民保護対策本部」を設置すべき通知があった場合には、市は直ちに新たな体制に移行する。

一方、「災害対策基本法」、あるいは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく体制で対処していた事案が、事件等の緊急事態として本計画により運用することが適当であることが明らかになった場合は、本計画による組織体制へ速やかに移行する。

(4) 組織体制の検討事項について

緊急事態に迅速・的確に対処するためには、危機管理や防災に対する経験や知識が求められ、現行の自治体の人材では対処が困難な事案も想定される。

このため、今後、個別対応計画の策定と並行し、危機管理に精通した専門家を危機管理担当者として配置すること等、組織体制充実のための措置を講ずる。

2. 警戒体制

(1) 目的

本計画に該当する緊急事態の発生の恐れのある場合、又は発生した場合で、緊急事態やその被害程度などが不明な初期の段階において、その後予想される状況へ迅速に対応できるよう警戒体制をとるものとする。

(2) 設置基準

次の場合、直ちに警戒体制をとるものとする。

- ① 市内において、緊急事態が発生する恐れのある場合、又は緊急事態が発生した場合で、初動が必要と判断したとき
- ② 市内にも被害を及ぼす可能性がある緊急事態が、市外の地域において発生する恐れがある場合、又は緊急事態が発生した場合で、初動が必要と判断したとき

(3) 体制

① 組織

警戒体制の統括者は、原則として所管部局の長とし、当該部局内関係各課及び関係部局内関係課により警戒体制を確立する。

② 措置事項

警戒体制時においては、次の措置をとるものとする。

警戒体制の措置事項	<ol style="list-style-type: none">① 緊急事態に関する情報の収集及び伝達② 市民防災部、関係部局及び関係機関等との連絡体制の確立③ 関係職員への連絡④ その他緊急事態の種別に応じた必要な措置
------------------	---

(4) 警戒体制の廃止

次の場合、警戒体制を廃止する。

警戒体制の廃止基準	<ol style="list-style-type: none">① 警戒本部又は対策本部が設置された場合② 緊急事態の防御活動が完了したと認められた場合③ 多数の市民等に対する医療救護、避難の受入れなど緊急対策の必要がないと認められた場合④ 緊急事態の恐れがあった場合で、市内に被害等の発生する恐れが解消したと認められる場合
------------------	---

3. 警戒本部

(1) 目的

市は、警戒体制における情報収集により、本緊急事態対策計画に該当する緊急事態の発生を把握し、被害等が予測される場合、もしくは、すでに緊急事態により被害が発生している場合又は相当の被害発生が予想される場合においては、速やかに、関係機関に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、警戒本部を設置する。

(2) 設置基準

相当な被害等が発生し、又は相当の被害等が予想される緊急事態で、対策本部の設置に至らない場合は、警戒本部を設置する。

なお、緊急事態の種別に応じた設置基準は、「個別対応計画編」に定めるところによる。

(3) 体制

① 組織体制

警戒本部長	所管の副市長（不在の場合は他の副市長が代行）
警戒副本部長	他の副市長、市民防災部長
構成部局	警戒本部の組織は、市における平常時の事務及び業務を基準とし、緊急事態に即応できるよう定める。
設置場所等	① 警戒本部は、市役所内に設置する。 ② 警戒本部を設置した場合は、直ちにその旨を関係部局及び関係機関等に通知する。

② 警戒本部員会議

警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、活動方針の決定、緊急対策の協議のため、必要に応じて、警戒本部員会議を開催する。
組織	関係部局の長（以下「警戒本部構成員」という。）
職員の派遣	警戒本部構成員は、必要に応じて、当該部局所属職員の中から緊急対策に係る協議・連絡調整及び情報収集を行う者を指名し、警戒本部に派遣するものとする。
関係者の出席	緊急活動に関する専門的な意見を聴取するため、必要に応じて緊急事態関係者の出席を求める。
開催場所	原則として、災害対策本部室で開催する。 なお、使用不可能な場合は、代替施設で開催する。

③ 主な対応

内容	① 緊急事態及び被害に関する情報の収集及び伝達 ② 警戒本部構成部局の職員配備状況の把握 ③ その他緊急事態の種別に応じた必要な措置
----	--

(4) 警戒本部の解散

次の場合、警戒本部長は警戒本部を解散する。

警戒本部の解散基準	① 対策本部が設置された場合 ② 緊急事態の防御活動が完了したと認められた場合 ③ 多数の市民等に対する医療救護、避難の受入れなど緊急対策の必要がないと認められた場合 ④ 緊急事態の恐れがあった場合で、市内に被害等の発生する恐れが解消したと認められる場合
-----------	--

4. 対策本部

(1) 目的

市は、警戒体制や警戒本部による情報収集等により、本計画に該当する緊急事態が発生したことを確認し、大規模な被害が予測される場合には、被害等の発生を最小限にとどめる必要があることから、速やかに対策本部を設置する。

(2) 設置基準

市は、次のような場合において、対策本部を設置する。

設置基準	① 被害等の程度が大規模である緊急事態が発生した場合 ② 複数の部局で対応する必要があると認められる大規模な緊急事態が発生した場合又は発生する恐れがあると認められる場合で、その緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じる恐れがある場合 ③ その他、対策本部長が必要と認める場合
------	---

(3) 体制

① 組織体制

対策本部長	市長（市長不在の場合は、所管の副市長が代行）
対策副本部長	副市長
構成部局	対策本部の組織は、市における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。
設置場所等	① 対策本部は、市役所内に設置する。なお、市役所が被害等により使用不可能と判断されるときは、代替施設内に対策本部を設置する。 ② 対策本部を設置した後、特に被害が多い地区が発生し、又はその恐れがある場合で対策本部長が、緊急事態対策上必要と認めたときは、副本部長又は部長を支所等に派遣し、現地対策本部を設置して緊急事態に対処する。

② 対策本部員会議

対策本部員会議の開催	<p>対策本部長は、緊急事態対応活動の基本方針を協議決定するため、本部員会議を開催し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を講ずる。</p> <p>また、緊急事態発生後の応急対策の重点の変化等に対応して、対策班を適宜編成する等、柔軟な組織体制の構築に留意する。</p>
組織	<p>対策本部長、対策副本部長及び各部局の長（以下「対策本部構成員」という。）をもって構成する。ただし、対策本部長が必要と認めるときは、対策本部長、対策副本部長及び一部の関係部長で構成する本部員会議を開くことができる。</p>
職員の派遣	<p>対策本部構成員は、必要に応じ、当該部局所属職員の中から緊急対策に係る協議・連絡調整及び情報収集を行う者を指名し、対策本部に派遣するものとする。</p>
関係者の出席	<p>緊急活動に関する専門的な意見を聴取するため、必要に応じて緊急事態の関係者の出席を求める。</p>
開催場所	<p>原則として、災害対策本部室で開催する。</p> <p>なお、使用不可能な場合は、代替施設で開催する。</p>

③ 部の設置

対策本部に置く各部の名称、指揮者及びその事務分掌は、資料編「鎌倉市緊急事態対策本部機構及び事務分掌」を参照のこと。

なお、緊急事態毎の組織及び対応は、個別対応計画に定める。

④ 班の設置

各部に、その事務を分掌させるための班を置くとともに、情報連絡を所掌する班を置く。班の所掌事務について必要な事項は対策本部の部長が定める。

情報連絡を所掌する班の所掌事務	<p>情報連絡を所掌する班は、部の所掌事項に関する被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報の収集、及び担当部その他関係部との連絡に関する事務を処理する。</p>
情報連絡を所掌する班長の職務	<p>情報連絡を所掌する班長は、部の連絡責任者として、部に常駐し、災害に関する情報の収集及び連絡にあたる。</p>

（４）対策本部の解散

次の場合、対策本部長は対策本部を解散する。

対策本部の解散基準	<ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態の防御活動が完了したと認められた場合 ② 多数の市民等に対する医療救護、避難の受入れなど緊急対策の必要がないと認められた場合 ③ 緊急事態の恐れがあった場合で、市域に被害等の発生する恐れが解消したと認められる場合
-----------	--

第3 初動体制の確立

1. 職員の配置

緊急事態発生時には、迅速・的確な初動体制の確立が被害の拡大を防ぐ上で重要である。各部局の長は、勤務時間の内外を問わず、十分な対応ができるよう、あらかじめ、初動体制の確立を図っておく。

(1) 連絡責任者の指定

各部局の長は、緊急事態の発生に備えて、各部局ごとに、連絡責任者を指定し、緊急連絡名簿を作成する。

各部局における連絡責任者は、総務担当課長とする。ただし、勤務時間外の場合は、別に各部局が定める連絡責任者とする。

(2) 情報の伝達

① 情報伝達

緊急事態に関連する情報を得た場合は、図3-1及び緊急連絡名簿に基づき情報を伝達する。

② 情報共有

情報を得た所管課長及び総合防災課担当課長等は、相互に情報を共有するとともに、所管部長及び市民防災部長に情報の提供を行い、指示を仰ぐ。

③ 報告

前項により報告を受けた所管部長及び市民防災部長は、所属職員に対し必要な指示を行うとともに、市長・副市長に報告する。

④ 情報提供

所管課長及び総合防災課担当課長は、相互に連携し必要な関係先へ情報を提供する。

(3) 職員の動員及び参集

① 動員命令の伝達

対象職員に対する動員命令は、各所属の緊急連絡名簿などにより伝達する。

② 職員の配備及び参集

勤務時間内外を問わず、職員は、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行するものとする。

なお、勤務時間外において、動員命令を受けた場合は、直ちに参集するものとする。

2. 対策本部の機構及び事務分掌

対策本部の機構及び事務分掌は、資料編に示すとおりである。

第4 関係機関との応援要請等

1. 警察、自衛隊等への各種要請等

対策本部長は、緊急事態の規模や被害状況等から、自衛隊、警察、他の地方公共団体等の協力が必要と認められる場合は、関係法令及び相互応援協定等により、速やかに協力を要請する。

(1) 神奈川県警察本部等への協力・応援要請

市は、緊急事態において、人命及び財産を保護し、社会秩序を維持することが極めて重要であると認める場合には、神奈川県警察本部及び所轄警察署との連携を図るとともに、必要に応じて協力を要請するものとする。

① 要請事項

市は、緊急事態の発生による被害状況に応じて、被害者の救出、捜索、交通規制など、具体的な要請事項を示して協力要請する。

② 協力要請の手続き

神奈川県警察本部及び所轄警察署への協力要請の手続きは、所管部長等が行う。

(2) 自衛隊への派遣要請

① 派遣要請の範囲

自衛隊への派遣要請ができる範囲は、おおむね次のような場合である。

自衛隊への派遣要請は、緊急事態の種別や被害状況等を勘案し、その都度協議するものとする。

表4-1 自衛隊への派遣要請

要請項目	派遣要請の範囲
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難者の救助等	避難者の救助、避難者の誘導・輸送等
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援活動に優先して実施）
消防活動	利用可能な消防車両及び災害対策用資機材（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関等への協力
道路又は水路の啓開	道路又は水路等交通路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び防疫	被害者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は県又は市において準備）
人員及び物資の緊急輸送	傷病者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

要請項目	派遣要請の範囲
炊飯及び給水	避難者等に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省管轄に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(平成二十九年防衛省令第十一号)改正による(ただし、譲与は县市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物資の譲与を受けなければ生命自体が危険であると認められる場合に限る)
危険物の保安 及び除去	火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	緊急事態による被害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

② 派遣要請の手続き

自衛隊への派遣要請の手続きは、本部事務局が行う。

③ 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の 連絡調整等	本部事務局長は、派遣部隊の事件等の緊急事態発生場所への移動や救援活動のための相互協力、必要な資材等の提供等について緊密な連絡調整に努める。
他の機関との 競合重複排除	本部事務局長は、自衛隊の救援活動が他の機関の救援活動と競合重複することのないよう相互に調整する。
作業計画及び 資材等の整備	本部事務局長は、派遣された部隊に対して救援活動を依頼するにあたっては、必要な資材を整えるよう努める。
派遣部隊の受入れ	本部事務局長は、派遣された部隊が円滑に救援活動を行えるよう必要な施設を提供する。

(3) 地方公共団体等への応援要請

市は、緊急事態において、事態に対する応急措置等を実施するために必要なときは、神奈川県、県内市町村等に対して応援要請を行う。

また、必要があるときは、指定行政機関、指定地方行政機関に対して、職員の派遣要請を行う。

2. ライフライン関係機関との情報交換・情報共有

所管部局の長及び関係部局の長は、緊急事態において、特に市民生活に影響が大きいライフライン関係機関との間で、より密接な情報交換・情報共有を図り、事態に対処していくものとする。

第5 市民・事業者への情報提供

1. 提供すべき情報の内容

市は、市民及び事業者、観光客等滞在者の心理的動揺から生ずる混乱を軽減・解消し、自らが緊急事態による被害を回避・軽減するための行動をとることができるよう積極的に情報提供を行う。

情報の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 緊急事態の発生時刻及び発生場所
- ② 対策本部等の設置状況
- ③ 被害状況と緊急対策の実施状況
- ④ 緊急事態への対応にあたっての注意事項
- ⑤ 緊急事態の今後の予測及び二次被害の危険性
- ⑥ 避難の必要性の有無及び避難場所の設置状況
- ⑦ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ⑧ ライフラインの状況
- ⑨ 医療救護活動の実施状況
- ⑩ 相談窓口の設置状況
- ⑪ その他必要な広報

2. 情報提供の方法

(1) 市民及び事業者への情報提供

市は、防災行政用無線、広報車、市のホームページ、メール配信等、多様な情報伝達手段を活用して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を活用し、積極的に市民に情報を提供することとする。

また、市民及び事業者からの問い合わせに対応するため、必要に応じてコールセンターの設置を行う。

(2) 観光客等滞在者への情報提供

市は、防災行政用無線や広報車、エリアメールにより、観光客等滞在者へ情報提供に努める。

また、市民や事業者は入手した情報が特に急を要する場合には、積極的に観光客等滞在者へ情報提供するよう努め、併せて率先避難等に努めることとする。

(3) 報道機関への情報提供

市は緊急事態の発生、対策本部等の設置状況等について、報道機関へ情報提供するように努める。なお、報道機関の取材への対応にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 取材の相手方を確認する（社名、記者の氏名、連絡先）。
- ② 提供する資料等には、広報責任者の職、氏名を明示する。
- ③ 情報収集や連絡調整などの対応に追われていることを理由に取材対応が後回しにならないようにする。
- ④ 電話取材では、正確を期するため細かな情報については、ファクシミリで送付するなどの対応をとる。

- ⑤ 大規模な人的被害やライフラインに被害が発生した事故など、市民の関心の高い事案については、事態の変化、救助、復旧状況など刻々と変化する状況を伝えるため、知り得た情報を定時に報道発表する。
- ⑥ 個人情報の保護及びプライバシー等被害者の心情に十分配慮し、報道発表を行う。

第4章 事後対策

第1 市民生活の復旧・安定

1. 緊急対策の収束

(1) 安全の確認

対策本部長等は、緊急事態に係る緊急対策が概ね完了し、緊急事態が収束に向かっていることが確認できた段階で、関係機関等と連携し、早急に安全の確認を行う。安全が確認された場合は、その旨を多様な情報伝達手段を活用して広報を行う。

(2) 対策本部の解散

対策本部長は、安全の確認を行い、緊急事態による被害が発生する恐れが解消したと認めたときは、対策本部を解散する。

2. 市民生活の復旧

所管部局の長は、緊急事態発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、被害の実態、市民のニーズを踏まえ、復旧方針を早期に決定する。復旧方針に基づき、優先順位を考慮して関係機関等と相互に協力し、公共施設の復旧を迅速に行うよう努める。

3. 被害者の相談体制の確立

所管部局の長は、被害者の生活面、健康面等の不安を取り除き、早期に生活が安定するよう、被害者のニーズを把握するための相談体制の確立に努める。

(1) 生活相談

所管部局の長は、被害後の生活相談に応じられるよう、生活援護のための相談窓口を市役所内又は必要に応じて他の公共施設等に設置し、被害者のニーズ等を聴取し、関係各部及び関係機関に伝える。

なお、市役所外に相談窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被害者等に周知の徹底を図る。

(2) 健康相談

緊急事態の発生に伴い、市民に身体的被害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）、避難等の生活環境の変化による健康不安等が生ずる可能性がある。このため、所管部局の長は、関係機関と連携して、必要に応じて心身の健康に関する相談窓口の設置、健康調査や巡回相談等を実施し、被害者の健康の回復・確保に努める。

第2 緊急事態の検証と再発防止

1. 検証・再発防止策の検討

市は、緊急事態発生や被害発生の原因解明に努める。

また、危機管理体制、平常時の対策、緊急事態発生時の対応、事後対策などにおける緊急事態への対処について検証し、反省点や課題を整理し記録として取りまとめ、その結果に基づき再発防止策や改善策を検討する。

検証のポイントは、概ね次のとおりとする。

- ① 緊急事態発生への恐れへの把握・評価は適切であったか。
- ② 緊急事態の未然防止は適切であったか。
- ③ 緊急連絡体制は的確に機能したか。
- ④ 迅速・的確に対策本部を設置したか。
- ⑤ 動員職員は迅速に参集したか。
- ⑥ 迅速・的確に情報を収集・分析したか。
- ⑦ 迅速・的確に緊急対策を実施したか。
- ⑧ 関係機関との連携は十分であったか。
- ⑨ 迅速・的確に広報を実施したか。
- ⑩ 被害者への支援は適切であったか。

2. 各個別対応計画等の策定・見直し

市は、検証を踏まえ、各個別対応計画の策定・見直しを行うものとする。

また、部局において各個別対応計画の見直しを行う場合には、事前に市民防災部長に報告することとする。見直し後、市民防災部長は、見直しの内容を、関係部局の長及び関係機関等に周知するものとする。

市長は、検証に基づき必要がある場合は、「鎌倉市危機管理対処方針」及び本計画を見直すものとする。

《資料編》

資料 1. 鎌倉市緊急事態対策本部機構及び事務分掌

部	部長 (副部長)	班	班長 (副班長)	事務分掌	
本部 事務局	市民防災部長 (共生共創部長)	本部連絡班	総合防災課の課長等 (地域のつながり課の課長等) (企画課の課長等) (デジタル戦略課の課長等) (政策創造課の課長等) (地域共生課の課長等) (文化課の課長等)	(1)本部及び現地緊急事態対策本部の設置及び解散に関する事 (2)本部員会議に関する事 (3)本部長の命令伝達に関する事 (4)各種情報のとりまとめに関する事 (5)各部被害調査のとりまとめに関する事 (6)国と県との連絡調整に関する事 (7)自衛隊の派遣に関する事 (8)総合的な緊急事態対策の立案及び調整に関する事 (9)本部及び部内の庶務並びに他部班に属さないことに関する事 (10)緊急事態コールセンターの運用に関する事 (11)広聴活動に関する事 (12)その他特命による緊急事態対応活動に関する事	
		秘書広報班	秘書課の課長等 広報課の課長等	(1)本部長及び副本部長の秘書に関する事 (2)主要来市者の接遇に関する事 (3)本部連絡班への応援に関する事 (4)緊急事態情報に関する事 (5)報道機関に関する事 (6)広報活動に関する事 (7)緊急事態現場の写真及び記録に関する事	
		地域班	腰越地域班	(事務取扱) 腰越支所長	(1)地域班内及び地域班外の連絡調整に関する事 (2)地域班内職員の動員に関する事 (3)地域班内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関する事 (4)避難所の要員に関する事 (5)地域班内の緊急事態対策の活動計画に関する事 (6)地域班内地域の被災現場の応急措置に関する事 (7)自主防災組織、自治会、町内会等の連絡調整に関する事
			深沢地域班	(事務取扱) 深沢支所長	
			大船地域班	(事務取扱) 大船支所長	
玉縄地域班	(事務取扱) 玉縄支所長				

		商工班	観光課の課長等 (商工課の課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1)衣料品、食料品及び生活必需物資の確保に関すること。 (2)中小企業の被害調査に関すること。 (3)観光施設の応急対策及び被害調査に関すること。 (4)商業活動等の早期再開に関すること。
総務部	総務部長 (会計管理者) (選挙管理委員会事務局長) (監査委員事務局長)	総務班	総務課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1)部内及び部外の連絡調整に関すること。 (2)部内職員の動員に関すること。 (3)部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (4)部内の緊急事態対策の活動計画に関すること。 (5)部の庶務に関すること。
		財政班	財政課の課長等 (契約検査課の課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1)緊急事態対策の予算措置に関すること。 (2)緊急事態からの復旧上必要な金融その他資金計画に関すること。 (3)緊急事態対策用物品の調達及び配布に関すること。 (4)義援金の受入に関すること。
		職員班	職員課の課長等 (コンプライアンス課の課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1)職員の動員・配置等の調整に関すること。 (2)被災職員に関すること。 (3)職員の健康管理に関すること。 (4)職員用の備品に関すること。 (5)職員用の備蓄食糧に関すること。 (6)職員の公務災害補償に関すること。 (7)他都市応援職員に関すること。
		公的不動産活用班	公的不動産活用課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1)本部関係施設の保全及び整備に関すること。 (2)電気通信施設等の保全に関すること。 (3)緊急事態用臨時電話等の設置に関すること。 (4)公共施設の被害調査に関すること。 (5)緊急事態対策用車両の調達及び配車に関すること。 (6)給水活動及び衣料品、食料品、生活必需品の輸送に関すること。 (7)公共施設の応急措置及び復旧に関すること。

		調査班	納税課の課長等 (市民税課の課長等) (資産税課の課長等) (市民課の課長等) (選挙管理委員会事務局の次長等) (監査委員会事務局の次長等)	(1)安否確認センターの設置及び避難者等の名簿に関する事。 (2)被害調査及び記録に関する事。
		会計班	会計課の課長等	(1)緊急事態発生時における緊急支払に関する事。
健康福祉部	健康福祉部長 (こどもみらい部長) (福祉事務所長)	健康福祉班	福祉総務課の課長等 (生活福祉課の課長等) (高齢者いきいき課の課長等) (介護保険課の課長等) (障害者福祉課の課長等) (保険年金課の課長等) (スポーツ課の課長等) (こども支援課の課長等) (保育課の課長等) (こども相談課の課長等) (青少年課の課長等) (発達支援室の室長等)	(1)部内及び部外の連絡調整に関する事。 (2)部内職員の動員に関する事。 (3)部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 (4)部内の緊急事態対策の活動計画に関する事。 (5)部内施設の応急措置及び被害調査に関する事。 (6)緊急物品等の予算執行調整に関する事。 (7)救助実務の統括調整に関する事。 (8)日赤その他関連機関との連絡に関する事。 (9)避難所の設置及び運営に関する事。 (10)園児等の避難に関する事。 (11)部の庶務に関する事。
		市民健康班	市民健康課の課長等	(1)医療機関、保健福祉事務所その他関係機関との連絡に関する事。 (2)救護活動その他医療に関する事。 (3)医療要救護者への相談に関する事。 (4)医薬品その他衛生材料の確保に関する事。 (5)保健及び衛生に関する事。

環境部	環境部長	環境政策班	環境政策課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内及び部外の連絡調整に関すること。 (2) 部内職員の動員に関すること。 (3) 部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (4) 部内の緊急事態対策の活動計画に関すること。 (5) 部内施設の応急措置及び被害調査に関すること。 (6) 被災地域の環境調査に関すること。 (7) 被災地域の環境保全及び管理に関すること。 (8) 部の庶務に関すること。
		美化衛生班	環境保全課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 野生鳥獣・害虫の防疫活動に関すること。 (2) 不法投棄の防止に関すること。 (3) 海岸の環境被害に関すること。
		清掃班	ごみ減量対策課の課長等 (環境施設課の課長等) (環境センターの課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみ、し尿の清掃に関すること。 (2) その他一般廃棄物の除去及び清掃に関すること。
都市景観部	都市景観部長 (まちづくり計画部長)	都市景観班	都市調整課の課長等 (都市景観課の課長等) (市街地整備課の課長等) (土地利用政策課の課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内及び部外の連絡調整に関すること。 (2) 部内職員の動員に関すること。 (3) 部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (4) 部内の緊急事態対策の活動計画に関すること。 (5) 部内施設の応急措置及び被害調査に関すること。 (6) 部の庶務に関すること。
		開発審査班	開発審査課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災宅地の危険度判定活動に関すること。
		建築指導班	建築指導課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設等の被害調査及び記録に関すること。 (2) 被災建築物の応急危険度判定活動に関すること。
		緑地がけ地班	みどり公園課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑地の緊急事態発生現場の応急措置及び復旧に関すること。 (2) 緑地の被害調査及び記録に関すること。 (3) 公園・緑地・児童遊園等の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 私有のがけ地の被害調査及び復旧のための助言に関すること。

		交通対策班	都市計画課の課長等	(1) 交通情報の収集に関すること。 (2) 交通対策に関すること。 (3) 公共交通の運行管理に関すること。
		拠点整備班	深沢地域整備課の課長等	(1) 整備担当区域の被害調査に関すること。 (2) 整備担当区域の応急措置及び復旧に関すること。
都市整備部	都市整備部長	都市整備班	都市整備総務課の課長等	(1) 部内及び部外の連絡調整に関すること。 (2) 部内職員の動員に関すること。 (3) 部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (4) 部内の緊急事態対策の活動計画に関すること。 (5) 応急対策用物資資材の調達及び配布に関すること。 (6) 公共施設等の応急措置及び復旧に関すること。 (7) 被災住宅の応急措置に関すること。 (8) 部の庶務に関すること。
		道水路管理班	道水路管理課の課長等 (道水路調査課の課長等)	(1) 道路の被害調査及び記録に関すること。 (2) 通行禁止、通行制限、う回路等に関すること。
		道路整備班	道路課の課長等	(1) 道路及び橋りょう等の緊急事態現場の応急措置及び復旧に関すること。
		下水道河川班	下水道河川課の課長等 (下水道経営課の課長等) (浄化センターの所長等)	(1) 公共下水道、都市下水路、準用河川、水路、雨水調整池等の被害調査に関すること。 (2) 公共下水道等の被災現場の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 公共下水道等の障害物の除去に関すること。
		農水班	農水課の課長等 (農業委員会事務局長)	(1) 農林水産関係施設の応急対策及び被害調査に関すること。 (2) 農林水産関係の被害調査に関すること。 (3) 家畜等の防疫に関すること。 (4) 農林水産事業の早期再開に関すること。
		作業班	作業センターの所長等	(1) 道路、橋りょう、下水道、河川、公園緑地等の緊急事態現場の応急措置及び復旧作業に関すること。 (2) 側溝及び管水路等の障害物の除去に関すること。

消防部	消防長 (鎌倉消防署長) (大船消防署長)	消防総務班	消防総務課の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内及び部外の連絡調整に関すること。 (2) 部内職員の動員に関すること。 (3) 部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (4) 部内の緊急事態対策の活動計画に関すること。 (5) 部内施設の応急措置及び被害調査に関すること。 (6) 消防団の運用に関すること。 (7) 消防団員等の公務災害補償に関すること。 (8) 消防用資機材の確保に関すること。 (9) 消防燃料の確保及び補給に関すること。 (10) 部の庶務に関すること。
		警防班	警防救急課の課長等 (指令情報課の課長等) (予防課の課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象通報の受伝達に関すること。 (2) 気象観測に関すること。 (3) 消防部隊の編成運用に関すること。 (4) 緊急事態情報の収集及び伝達(広報)に関すること。 (5) 無線の統制に関すること。 (6) 消防相互応援に関すること。 (7) 石油類の流出、ガス漏れ等危険物の処理に関すること。 (8) 空間放射線量の測定に関すること。 (9) 警防本部設置に関すること。
		鎌倉班	鎌倉消防署の副署長等 (鎌倉消防署警備課の課長等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防部隊の編成運用に関すること。 (2) 緊急事態情報の収集及び広報に関すること。 (3) 避難、誘導、救護活動に関すること。
		大船班	大船消防署の副署長等 (大船消防署警備課の課長等)	
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局の課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会関係の連絡調整に関すること。 (2) 部内職員の動員に関すること。 (3) 部内の緊急事態情報、対策、活動状況、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (4) 部内の緊急事態対策の活動計画に関すること。 (5) 部の庶務に関すること。

教育部	教育長 (教育文化財 部長)	教育総務班	教育総務課の課長 等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内及び部外の連絡調整に関する こと。 (2) 部内職員の動員に関する こと。 (3) 部内の緊急事態情報、対策、活動状 況、動員状況等のとりまとめ及び本 部への報告に関する こと。 (4) 部内の緊急事態対策の活動計画に 関する こと。 (5) 避難場所としての学校施設の提供 及びその調整に関する こと。 (6) 部の庶務に関する こと。
		学務班	学務課の課長等 (教育指導課の課長 等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校その他教育機関との連絡に関 する こと。 (2) 教職員の動員に関する こと。 (3) 児童生徒の避難に関する こと。 (4) 緊急事態教育に関する こと。
		学校・学習 班	学校施設課の課長 等 (教育センターの所 長等) (文化財課の課長 等) (生涯学習課の課長 等) (中央図書館の館長 等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内教育・学校施設及び文化財の被 害調査並びに応急対策に関する こと。

資料 2. 連絡先一覧（令和 3 年 10 月 1 日現在）

関係機関等連絡先一覧

鎌倉警察署警備課	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-11-26 ☎0467-23-0110
大船警察署警備課	〒247-0056 鎌倉市大船1709-2 ☎0467-46-0110
陸上自衛隊東部方面混成団本部訓練科	〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1 武山駐屯地 ☎046-856-1291(内 448: 防衛班長)
陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1 武山駐屯地 ☎046-856-1291(内634: 運用訓練幹部)
海上自衛隊横須賀地方總監部防衛部	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1丁目無番地 ☎046-822-3500(内2547: 国民保護調整主任)
第三管区海上保安本部横須賀海上保安部湘南海上保安署	〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-2 ☎0466-22-4999
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 ☎045-210-1111
横須賀三浦地域県政総合センター総務部県民・防災課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 ☎046-823-0210(直通046-823-0317)

ライフライン関係連絡先一覧

藤沢土木事務所	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-7-1 県藤沢合同庁舎内 ☎0466-26-2111
企業庁鎌倉水道営業所	〒248-0012 鎌倉市御成町 12-18 ☎0467-22-6200
東日本電信電話(株)神奈川支店災害対策室	〒231-0023 横浜市中区山下町 198 NTT 横浜ビル 3 F ☎045-212-8945
東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社戸塚事務所	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚 463-1 ☎045-394-1234
東京ガス(株)神奈川支社神奈川西支店	〒251-0032 藤沢市片瀬 92 ☎0466-28-3751

公共交通機関関係連絡先一覧

東日本旅客鉄道(株)鎌倉駅	〒248-0006 鎌倉市小町 1-1-1 ☎050-2016-1600
東日本旅客鉄道(株)大船駅	〒247-0056 鎌倉市大船 1-1-1 ☎050-2016-1600
江ノ島電鉄(株)総務課	〒251-0035 藤沢市片瀬海岸 1-8-16 ☎0466-24-2711
湘南モノレール(株)総務課	〒248-0022 鎌倉市常盤 18 ☎0467-45-3181
京急バス(株)鎌倉営業所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-1-12 ☎0467-23-2553
神奈川中央交通(株)藤沢営業所	〒251-0042 藤沢市辻堂新町 3-4-23 ☎0466-36-5121

医療関係機関連絡先一覧

鎌倉市医師会	〒248-0013 鎌倉市材木座 3-5-35 ☎0467-22-1245
--------	--

その他関係機関連絡先一覧

(株)ジェイコム湘南	〒247-8686 鎌倉市大船 6-3-53 ☎0467-44-9035
鎌倉エフエム放送株式会社	〒248-0016 鎌倉市長谷 1-14-10 3F ☎0467-25-7000

救急指定医療機関一覧表（救急告示医療機関）

令和3年10月1日現在

	名称	所在地	診療科目	病床	電話
1	医療法人光陽会 鎌倉ヒロ病院	材木座1-7-22	内科・循環器内科・外科・胃腸外科・ 肛門外科・整形外科・婦人科・脳神 経外科・肛門科・リハビリテーショ ン科	79	0467(24)7171
2	医療法人養生院 清川病院	小町2-13-7	内科・呼吸器内科・循環器内科・消 化器内科・婦人科・整形外科・リウ マチ科・脳神経外科・眼科・リハビ リテーション科	198	0467(24)1200
3	医療法人大樹会 ふれあい鎌倉ホス ピタル	御成町9-5	内科・循環器内科・呼吸器内科・神 経内科・腎臓内科・外科・消化器外 科・乳腺外科・肛門外科・整形外科・ 脳神経外科・放射線科・リハビリテ ーション科	156	0467(23)1111
4	医療法人湘和会 湘南記念病院	笛田2-2-60	内科・循環器内科・呼吸器内科・腫 瘍内科・消化器内科・外科・整形外 科・形成外科・乳腺外科・脳神経 外科・リハビリテーション科・泌尿 器科・婦人科・放射線科・麻酔科・ 皮膚科	151	0467(32)3456
5	社会医療法人財団 互惠会 大船中央病院	大船6-2-24	内科・呼吸器内科・呼吸器外科・消 化器内科・消化器外科・循環器内 科・腎臓内科・糖尿病内科・内分泌 内科・外科・内視鏡外科・乳腺外科・ 整形外科・脳神経外科・泌尿器科・ 眼科・耳鼻咽喉科・救急科・皮膚科・ 婦人科・血管外科・放射線診断科・ 放射線治療科・病理診断科・麻酔 科・リハビリテーション科・形成外 科・歯科口腔外科	285	0467(45)2111
6	一般財団法人 鎌倉病院	長谷3-1-8	整形外科・内科・皮膚科・リハビリ テーション科・麻酔科	85	0467(22)5500
7	医療法人社団南浜 会鈴木病院	腰越1-1-1	内科・循環器科・呼吸器科・外科・ 整形外科・泌尿器科・アレルギー 科・皮膚科・リウマチ科・消化器内 科・胃腸外科・腎臓内科	125	0467(31)7651
8	医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	岡本1370-1	総合内科・神経内科・糖尿病内分 泌内科・泌尿器科・血液内科・呼吸 器内科・心療内科・リウマチ科・漢 方内科・循環器科・脳卒中診療科（ 脳血管内外科）・外科・乳腺外科・呼 吸器外科・肝胆膵外科・胸壁外科・ 心臓血管外科・脳神経外科・整形外 科・産婦人科・小児科・形成外科・ 美容外科・眼科・耳鼻いんこう科・ 皮膚科・放射線科・放射線診断科・ 放射線腫瘍科・麻酔科・精神科・訪 問科・ER/救急総合診療科・腎免疫 血管内科・腎移植外科・再生医療 科・リハビリテーション科	658	0467(46)1717